

政策法務の学び方

スワ, ヤスオ / 諏訪, 康雄 / SUWA, Yasuo

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences

(巻 / Volume)

47

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

75

(終了ページ / End Page)

90

(発行年 / Year)

2001-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015148>

政策法務の学び方

諏訪 康雄

I

新学期が始まった。新入の大学院生たちが相談に研究室の扉を叩く。

○「法政策学」とは？

院生A あの一、よろしいですか？

教授 どうぞ、お入り下さい。

院生A ちょっとお聞きしたいのですが、「政策法務」というのはどんな授業なん
でしょうか？

教授 本質を突く質問ですねえ。似たような名称ですが、「法政策学」という学
問領域のことはご存じですね。

院生A はぁ……（と、少し頼りない）

教授 法を与えられたものとして捉えるのではなく、法は作り上げていくものだ
という観点から法をめぐる政策を分析し、よりよい法の政策のあり方を検討
しようとする学問です¹⁾。

院生A すると昔、「立法学」とか「立法論」といわれていたものですか？

教授 まあ、そのとおりです。法を所与のものとして捉え、いわば不磨の大典と
化した法令と現実との間の調整を行う「解釈学」や「解釈論」とは異なり、
基本となる法令、さらには憲法のあり方までを考える学問です。

院生A 最初に「まあ」とおっしゃいましたね？

教授 それはイメージの問題があるからでしょうか。確かに、今でも立法学や立
法論という呼称は使われています。ですが、従来の「立法学」という呼び名
はちょっと古めかしい感じがしますし、また立法論というと、伝統的な法律
学の視点からはかなり否定的なニュアンスを否めないのです。そこで、新た
に「法政策学」という名称が使われはじめているといえます²⁾。

院生A なぜですか？

教授 法律学の主流は「解釈論」です。法律学は、ある事件が生じた場合に、「法」に照らして、一般的正義と個別的正義、一般的妥当性と個別的妥当性とのバランスに配慮しつつ、当該紛争の最適な解決を図るのが、伝統的な任務でした。解釈論はかなり技術的な側面があります。法技術を尽くして、そのぎりぎりいっぱいの中での枠組みのなかで、正義に適った妥当な結論を得ようと努力します。いいかえすと、当面の問題について公正かつ最適な解決となるような策であると同時に、法秩序の全体を見渡したときに整合性がとれていることに配慮した解決策を探ろうとします。ですから当然、制約条件を無視した主張の仕方を斥けるわけで、法技術を無視し、全法的な体系性、権利、法益の間の均衡に配慮しないまま、特定の個別事件にとっただけ都合のよいような議論をすることを嫌ってきました。「法」の全体システムを念頭に入れていない議論だからです³⁾。

院生A 要するに、ご都合主義の議論が「立法論」だということですか？

教授 そんな極論はしませんけど、これまで伝統法学は、いま説明したような、実定法をまるで離れ、法的にみていい加減な議論の仕方をするとき、これを「立法論」だとして排除してきたのが通例でした。

院生A だから「立法論」というと、マイナス・イメージがあるのですね。そこで「法政策学」と呼んで学問イメージを変えようとする……

教授 そうとだけ決めつけられると困ります。この半世紀ほどの間に、法社会学、法経済学さらには政策科学などが発達して、「立法政策」をたんなる政治的な力関係やあれこれの取引の帰結にすぎなくて不純なものだとしたり、いろいろ複雑すぎてとても学問対象とはできないとする考え方が影を潜めてきました。立法政策は学問的な手法で分析できるし、また学問的にみてよりよい政策の提起をすることが必要だとする見解が有力になりました。諸社会科学の成果を踏まえて、政策を盛る器であり、政策を実現する主要な手段である法についても、光が当てられるようになりました。その結果、解釈技術学にとどまらない、新しい法学の分野として、法政策学が注目されるようになってきたのです⁴⁾。

院生A そうした動きには、官僚ではなく市民が政策を提起し、政治家が政策を決めるべきだとする最近の世論の動向も反映していそうですね。

教授 そのとおりでしょう。政治家とりわけ国会議員は、英語でしばしば立法者

(law maker) と呼ばれますが、そうした立法府たる議会における立法活動を支えるべき学問の一つが「法政策学」だといえましょう。

○ 「政策法務」とは？

院生A なるほど、最近の発達した政策科学や諸社会科学を背景にした、いってしまえば現代化、理論化を遂げつつある立法学、立法論が「法政策学」なのですね。とてもよく分かる気がします。

教授 そうですか（と、どこか嬉しそう）。

院生A じゃあ、最初に質問した「政策法務」って何なのでしょう？

教授 法政策は、国家レベルの、さらには国家間の問題について、法に関する政策の視点でいかにあるべきかを考えます。しかし、実践的な観点が濃厚ではありませんが、どちらかというとな理論的な側面が強いです。これに対して、政策法務学は、より実務的な次元で、個別の課題に法的にどのように対応すべきかを論じます。たとえば法令や条例の作り方はいかにあるべきか、また、組織の規約・規則、会社の定款・規程、契約書の作成などはいかにあるべきかに対処したり、あるいは、特定紛争の処理について訴訟をするか、あくまでも自主交渉をするか、もしくは、調停仲裁制度などを活用するかについて選択することをめぐって判断をします。まさしく日常的に生じる、さまざまな法的問題点について政策的な総合判断をする場合に、所与の条件のもとで最適の法的対応策を選択するにはどうしたらよいかというように、具体的にどうすべきかを考えていこうとするものです⁵⁾。

院生A 要するに、法政策学が立法政策をめぐるマクロ的、理論的な性格の学問分野であるのに対して、政策法務学はよりミクロ的、実践的な性格だということですね。

教授 そういうことでしょう。

院生A なんか面白そうですねえ。

教授 面白いというより、さまざまな紛争が増え、社会のモラルなども低下傾向にあるという時代には、必要性が増していく学問分野です⁶⁾。

院生A 実務の役にも立ちそうですね。

教授 実務に資することは大事な学問任務です。逆にいうならば、世の中をよりよいものにしようとする意味での実務の役に立たなければ、政策法務学にはほとんど存在価値がないでしょうねえ。

院生A 理系分野でいう「研究と開発」、つまり基礎的な理論研究と応用的な開発の観点を分ける考え方を借りると、典型的な開発型の学問分野ですか？

教授 おや、うまい比喻ですね。まさにそのとおり。システムとしての社会のあり方を考え、よりよいシステム実現に向けて、よりよいルールを策定するためには、どうすべきかを志向する実践的なものですね。

院生A そうした理解が深まると、危機管理への対処能力も高まり、法的な問題が起きてからあたふたするのでなく、問題そのものを起きづらくする方向に行きますね？

教授 ちょうど病気になってから医者にかかるのではなく、病気にならないように配慮する予防医学こそが重要だといわれるみたいに、社会の病理現象としての紛争などが勃発する前に、それが起こらないように配慮する予防法学こそが大事なのです。政策法務は、予防法学の柱の一つとなる法学の領域です。

院生A 「法学」ですか……。すると、法学部を出てるといったような、法知識がかなり必要なんですか？

教授 まあ法知識があるに越したことはないのですが、それよりも社会をみる目と健全なバランス感覚こそが大切だと考えます。これさえあれば、十分に授業についてこれると思いますよ⁷⁾。

○ 授業の進め方は？

院生A 具体的には、授業でどんなことをするつもりですか？

教授 授業の進め方としては、最初に法政策学について最小限度の講義をします。全体的な枠組みと問題処理の基本的特徴を俯瞰してもらうためです。受講生の皆さんには、いくつかの主要な文献には目を通してもらうようにお願いします。そのうえで受講生の皆さんと議論をし、当該学期に調査研究する課題テーマを選び出します。その後は当該テーマに関連する文献の調査、各種の情報収集を分担し、関係者のインタビューをしたり、アンケート調査を試みたりして、問題のありようを構造的に捉え、解決策を見つけだす模索をいたします。受講生には、これら一連の作業に参加し、最終的には、特定の問題についての一定の解決策を、法的なルール（規則、契約など）の形にまとめてあげてもらおうつもりです。つまり、法務政策の実習型になる授業をしたいと考えています。

院生A ミクロの状況に対応する際のスキルも学べるのですか？

教 授 そう多くは無理ですが、一定の手法は深めたいと願っています。

院生A 法学部にいた友人は、法律を勉強するとリーガルマインド（法的な論理力とセンス）が身につくといっていましたか……？

教 授 残念ながら法解釈論そのものまでを勉強するわけではありませんから、伝統的な法学研究から得られるリーガルマインドの域に達するのは容易ではないかもしれません。しかしその代わりに、何気なく見逃している身の回りの現象や実務処理を見直し、一定の視点から捉えられるようにはなることを期しています。

院生A すると、政策センスみたいなものも身につきますか？

教 授 政策センスが高まるのではと思いますが、手法やセンスはこの科目だけでなく、政策科学専攻における調査研究や政策実習をいくつか経験する中から、身をもって学んでくださることが本筋でしょう。

院生A じゃ、そうした手法やセンスは実務の役に立ちますか？

教 授 ただちに役立つという機会はあまり多くないかもしれませんが、でも、より高度な実務を進めるうえでの実力を養成することは間違いない、と考えています。

院生A そうですか。

教 授 潜在能力と顕在能力という二分法は現実的ではないかもしれませんが、政策法務を勉強してみれば、実務を進めるうえでの顕在能力に何物かを付け加えるでしょうし、ものの見方やセンスを磨いて潜在能力そのものも高めることでしょう。

院生A まあ、その辺が妥当なところですね。

教 授 就業能力、就業可能性と訳される、いま流行の employability は skill（技能）、knowledge（知識）、competency（行動特性）の三大要素から成り立っているといわれますが、この授業は前二者を高めることにささやかながら一定の寄与をすることを狙っています。

院生A それはうれしいんですけど、でも、何か大変そうですね。

教 授 確かに、本専攻の授業はどれも受け身ではられない大変さがあるでしょうが、政策法務でも具体的な法政策的提言のプロトタイプを体験できるはずです。これまで何回か学部の授業や演習でもミニチュア版を試みましたが、学生はけっこうついてきてくれました。楽しんでくれたようです⁸⁾。

○ 授業以外では？

院生A 授業以外の時間にはどんな勉強法が有効ですか？

教授 法の世界に関連した書籍や論文を読んでもらいたいですし、そのほか政策科学系のいろいろな本や論文にも目を通していただきたいです。

院生A 学生らしく図書館や勉強部屋にこもってというわけですか？

教授 書物や文献を読むのに場所は問わないでしょう。通勤通学の電車の中とか、喫茶店の片隅とか、あるいは、昼休みの公園のベンチなんかも使えます。米国の学生がどこで本を読むかという調査を目にしたことがあります、圧倒的な第1位はベッドの中でしたよ。

院生A いえ、場所のことでなく、ただ文献を読むだけか、という疑問なんです。

教授 その意味では、クラス仲間や友人たちと議論することがすごく有益です。授業で扱った問題や本などで読んだ論点を取り上げて、いろいろな視点から議論してみることです。ディスカッション形式で賛成論、反対論、中立論などの立場をお互いに取りあって、角度を変えた見方と解決策の提示を練習します。それにより、問題の所在が立体的に分かってくるだけでなく、採られる手法の長短所も理解できてきます。何よりも知的能力やセンスが高まりますね。

院生A 社会人だと、赤ちょうちんで議論ってことにもなりかねませんが……

教授 それもまた場所は問わないでしょう（笑い）。

院生A 休日などに独りですることでは、どうでしょうか？

教授 センスを磨くには、テレビのドキュメンタリー番組を録画しておいて、ただ漠然と見るのではなく、問題の所在、関係者の意見の対立点、その背景、考えられる解決策とその長短所などを自分なりにまとめてみることです。自己流で結構ですから「政策分析シート」をワープロで作っておき、ここに番組ごとの分析と提案を書き留めていきますと、素晴らしく勉強になることでしょう。もちろんデータベース・ファイルとしてコンピュータに登録しておけば、あとで参照するときにとっても便利です。何ととっても、アイデアに行き詰まったときの発想の糧にもなりますよ⁹⁾。

院生A それはよい方法ですね。ドキュメンタリーを院生仲間と見て、それについて各自が提案をし、議論するなんていう仕方も考えられますね。

教授 学部の授業や演習で似た試みをしますが、かなり効果があります。

院生A 大学院の授業でも同じようなことをしてもらえますか？

教授 時間的制約があって何度もできないですが、1回くらいは試みましょう。

院生A 分かりました。いろいろ話を聞いて興味が高まりました。受講しますので、
よろしくをお願いします。

教授 いや、こちらこそどうぞよろしくをお願いします。

II

意欲的な院生が授業に来てくれそうだとホッとしていると、また元気そうなノックの音がした。

○ 大学院での研究とは？

院生B 先生、いいですか？

教授 はい、どうぞ。

院生B えーと、「政策法務」を研究するって、どうしたらよいんですか？

教授 研究の仕方だなんて、うれしい質問ですねえ。有名な例を上げましょうか。

院生B お願いします。

教授 たとえば、チャーザレ・ベッカリーア『犯罪と刑罰』とジョン・ハワード『十八世紀ヨーロッパ監獄事情』は、刑法学、刑事学の発展の上で忘れてはならない、ほぼ同時代の著作です。前者は1764年に、後者は1777年に、それぞれ初版が刊行されました¹⁰⁾。

院生B ずいぶん古い話ですね。もっと新しくてピンと来るの、ないんですか？

教授 まあ、いいから聞いて下さい。世の中は温故知新ですから。

院生B そうですか……（何かぶつぶつと不満そうに呟く）

教授 そこで元に戻ると、ベッカリーアの本は、卓越した考察を展開したことで、古典となります。他方、ハワードの本は、見事な観察の成果によって、社会史の一級資料としても評価されています。つまりこの二人の仕事には、学問研究の二つの方向が端的に示されていますよね。

院生B あの一、私は刑事政策じゃなくて、政策法務を研究したいんですけど……

教授 そうでしょうが、どんな場合でも、専攻分野のことばかりをいう前に、そもそも学問とは何かをまず考えておく必要があります。学問は、みんな共通要素をもっているのですから。

院生B 学者の説明は、どうも回りくどくって、面倒だなあ（独言）。

教授 えっ、何かいった？

院生B いえいえ、こっちのことで……

教授 それじゃ、また元に戻ると、学問は「観察と思索」の二つから成り立ちます。社会や自然に生起する現象を観察し、観察結果を思索し、ものごとの実相を確定し、その因果関係を体系づけるのです。的確な観察にもとづく深い思索が、常識の壁を突き破り、人類の知識と理解の地平線を拓けます。学問とは文字どおり「学」んでこれを「問」うことで、現象に学び、問い詰めることこそが大切なのですね。

院生B でも、そんなに思い詰めたら、体に悪くないですか？

教授 ……

○ 博識になるべき？

院生B それより私は、優れた学者の説をもっとたくさん勉強できれば満足なんです。

教授 あのねえ、先人の説を学ぶのは、自分の頭ではまるで考えずに、優れた権威者の思索の結果を手っ取り早く借用するためではない、と思いますよ。

院生B でも、その方がドッグ・イヤーの時代には貴重な時間の節約になるし、そもそも凡人が下手に自分で考えるより、ずっとよい解答を得られるのがほとんどじゃないんですか？

教授 まあ確かに、思考経済のためには観察と思索の結果を先人の到達点から始めて悪いことはないどころか、むしろ必要です。事実、先人の問題処理方法に学ぶべき点は多々あります。ですが、いっぱい学説を知っていたからって、だからどうなんでしょうか？

院生B 知らないよりは立派だと思いますよ。だって、最近の学説なんかまるで勉強していないみたいな教授先生の講義を聞くと、時代遅れだなあ、とこっちまで気恥ずかしくなりましたからね。

教授 ……（内心、自分のことかと赤面する）

院生B 先生だって、そう思いませんか。

教授 それは知らないよりも、知っている方がはるかにマシでしょうが。

院生B ね、そうでしょ。何かあるたびに、パッパッと最新の学説を列挙して、立て板に水みたいに、あっという間に説明できたら格好いいですよ。これまでもそんな先生の何人かに習いましたけど、手際よさと博識に学生はみんな

メチャ感心しました。

教授 確かに、入門的な授業や教科書は、各種の学説を並べ、比較して説明することも大事です。こうして先人による学問の到達点まで素早く学生を連れていくことができるからです。

院生B それに、とっても分かりやすかったんですよ。

教授 なお素晴らしいですね。でも、大学院で学問をするというのは、知識をそのように浅く広く蓄えることとは違うのです。先人に学ぶのだって、先人がしてくれた観察と思索の手法と結果を参考に、各人がそれぞれに工夫し、直面する現象や時代の課題を自分なりに解くことができるようになるためでしょう。そうした努力の結果、知識と理解の地平がより遠くまで広がります。

院生B はぁ、遠くまでねぇ……

○ 実地訓練は？

教授 科学には「方法の体系」と「知識の体系」とが含まれます。学校教育では「知識の体系」としての到達点を教え込み、学びとることがしばしば優先されますけれども、これとともに、あるいはそれ以上に大切なのは「方法の体系」なのです。いかに観察し、いかに思索するかをきちんと学び、これを繰り返し実地訓練する必要があります。それにより、各人の知的能力が鍛え上げられます。とりわけ専門家として高度な職業能力を開発すべき初期の段階には、これが不可欠です。

院生B 実地訓練ですか？

教授 そう、知的能力、専門能力をつけるため、何度も繰り返して行うべき実地訓練です。「実習」といってもよいでしょう。

院生B スポーツのトレーニングや音楽の練習みたいなもんですね。

教授 そう、うまい！ 一夜漬けでなく、たんなる知識でもなく、身についた能力の訓練です。アマチュアには及びもつかない、プロフェッショナルとしての高度な専門能力は、こうした地道な努力の上にのみ成り立ちます。

院生B なんか面倒だなぁ。一夜漬けでだって、大学の授業はけっこうよい点が取れましたよ。

教授 学部の試験はそうかもしれませんね。しかし訊きますけど、前日に徹夜で練習をすれば、それで優勝できるスポーツ競技や楽器演奏のコンクールってあるのでしょうか？

院生B そんなのあるわけないでしょ！

教授 ねっ、そうでしょう。だとしたら、プロの知的能力だって一緒じゃないですか。高度な専門能力が一夜漬けでつくわけではないのです。試験前一週間や前夜の頑張りだけで勉強してきた人は、この点がどうも分かっていないようですね。知的能力のうち学校の勉強については、与えられた知識（正解）を暗記すれば何とかかなると思ってしまったのが、これまでの文系の勉強態度の最大の問題点です。

院生B えっ、学生が悪いんですか？

教授 いやもちろん、教育する側にこそ、大きな問題がありました。

院生B 要するに先生は、私たちが先人の考え方に学んで、より優れた、高度な問題処理ができるようになれ、というのですね。

教授 そして、その場合の方法には、観察と思考の二つが、どちらも大切だから、大学院ではこれを勉強して下さい、というものです。

○ 問題意識は？

教授 それだけでなく、もう一つの重要な点があります。それは「問題意識」です。ベッカーリーアもハワードも、それぞれ鋭い問題意識を抱いて調査や研究を進め、成果を著作に結実させました。問題意識がなければ、観察も思索もなされないだろうし、仮になされても結果はまず間違いなく、凡庸なものにとどまりますよね。

院生B 私、問題意識には、自信があります！

教授 ほおー。

院生B ちょっといわせていただきますが、今は20世紀から21世紀にかけての時代の転換期なので、情報化、サービス化、国際化、高齢化、少子化などと、政策を取り巻く世界も大きく変化しています。これは大変なことだと思うのです。だから、大きく変化する時代の流れを、大学院ではぜひ全面的に勉強していきたいんです。

教授 それは結構な意気込みですねえ。

院生B そこで、転換期の政策法務の世界を勉強するには、どんな本を読んだらいいか、教えて下さいよ。

教授 結論的にいうと、何冊かの本を読めば時代の流れを捉えられるほど、研究者だって分かっていないですね。部分的に時代を捉えた著作で優れた説明仮

説だとされている本はたくさんありますが、あなたがいま上げたような現象を総合して体系化する作業は、まさしくこれからの課題です¹¹⁾。

院生B えっ、それって怠慢なんじゃないですか？

教授 どうして？

院生B だって、忙しい私たちにとっては何冊も本を読むこと自体だって大変なのに、それを読んだところで、部分的にしか時代が分からないなんて、研究者がそんな無責任なことをいっているから、世の中がよくなるらないんですよ！

教授 ……（またまた自分のことかと内心、赤面する）

院生B 要するに、私たちの問題意識を正面から受け止めて、きちんと説明してくれるような、コレだよ、っていう万能の研究成果はないんですか？

教授 残念ながら、既成の理論ではないでしょう。

院生B 先生、そりゃ変ですよ。まるで自分には責任がないっていう顔をしていますけど、恥ずかしくないんですか？ 自分だって、学者の一員でしょ。

教授 シビアーですねぇ。

院生B そんな他人事の顔をしないで、先生たちには、学生に説教なんかする前に、自分がそれこそ日夜、研究に励んで、私たち学生が「分かったぞ！」と体をぶるぶる震わせて、思わず叫びだしたくなるような、まさに目の醒める学説を打ちたてる義務がありますよ！

○ なぜ限界が？

教授 確かに自分なりには頑張っているつもりだけれど、そんな説を打ち出すことは、ほとんどの学者には無理です。

院生B そんなぁ……（と、侮蔑の視線）

教授 普通の学者がやれるのはせいぜい、自分なりに選択した学問分野の分析手法を身につけ、関連分野の基礎理論と、当該専門分野の体系的な知識を学習したうえで、自分なりに重要だと思われる分野を限定的に選び出して、既存の研究成果を消化したうえで、その限りでの知識と理論の限界を少しでも先に進め、これまでの壁をブレイクスルーするような仕事をするくらいです。観察が好きだったり得意な人は、知識を広げる調査研究を推進するでしょうし、論理をどこまでも推し進めるのが好きだったり得意な人は、理論仮説を提示する研究を展開します。両方でできればこれに越したことはありませんが、通常、どちらかに片寄るのが研究者の通例です。

院生B じゃ、先生がさっき例に出したベッカリーアとハワードは、それぞれの型のどちらかだというわけですか？

教授 実際はどうしても、どちらかに片寄ってしまいますねぇ。客観的にはもちろん、主観的にだって。

院生B つまり、自分らは特定の学問分野の、まるで狭いディシプリンしか勉強しておらず、しかも、えらく部分的な研究テーマについての、あまりブレイクスルーしてないか、高くもない水準のブレイクスルーしかできていない、というんですね。

教授 まぁ……（と、無然たる表情）

院生Bなのに、私たちには、日夜努力して、全面的な理論と知識をもった実務や仕事をせよ、というんですか？

教授 そんなことは言ってませんよ。自分にできもしないことを、他人にはやれというほど、われわれも厚顔無恥ではありませんから。

院生B じゃあ、なぜそんなたくさんのことを勉強しろというのですか？ 狭い分野の仕事だったら、そんなにやらなくたって何とかなるでしょ。

教授 そりゃ確かに狭い分野の仕事ですから、読むべき文献、調べるべき実態は自ずから限られます。でも、あなたによれば、ごくごく小さな問題だということになりますが、例えば労働法には「就業規則」の法理という厄介なテーマがあります。ところが、これをめぐる論文と判例、あるいは、本などで言及している箇所を大小取り混ぜて集めてみれば、それだけだって1000を軽く越す文献量ではないでしょうか。しかも、これは日本語で書かれた文献だけです。英独仏それにその他の言語で出ている文献全部を数え上げたら、それこそ万を越すことでしょう。ですから日本語文献だけでも、修士課程の2年間、毎日毎日、関連文献を読んだとして、1日に1.5件くらいずつ読まないと間に合わない勘定です。仮に文献1つが40頁平均だとしたら、1日60頁ずつです。この程度なら、まあ、人間の能力として、やってやれなくもないですね¹²⁾。

院生B えっ、そんなの無理ですよ。だって、多くの専門科目、情報処理、調査政策実習なんか取んなきゃいけないし、宿題も出ます。そもそも仕事にも行かないと、生活できません。

教授 そのうえ、修士論文を書くというプロセスにかかる時間だって、頭に入れておかなきゃいけませんね。

院生B ……と考えると、うまい答えを書いてある本でもないかぎり、とても全面的な勉強なんか、やってられませんよ。

○ 修士論文は？

教授 そのとおりです。全面的にやろうとしたら、何万冊、何十万編もの論文を読む必要が出てきて、どんな人間にだって時間的、物理的、能力的に不可能です。せいぜい、目についた重要な本を数十冊読み、それで進むべき方向と理論状況を見定め、あとは、ごく狭い範囲に特化する以外に、とにもかくにもブレークスルーできる水準にまでたどりつく方策はないのです。

院生B うへっ、そうした準備段階だけだって、週に1冊ずつ読んで、1年近くかかっちゃうなあ。

教授 こうでもしないと、かなり博識だけれども、何一つ深みのない散漫な議論をする、浅薄な研究者や専門家になってしまうのです。

院生B つまり、人間の能力と時間はコンビニの棚みたいなもので、スペースがめっちゃ限られてるから、他の人すなわち他店との差別化をしようとしたら、専門化つまり専門店化するほかないっていうんですね。

教授 そう、うまいねえ、その比喻は！

院生B (エヘン) でも、専門店化するとしたら、どれが伸び盛りで、売れ筋の分野かを知ってないと、何年も勉強したのち、他人からは評価されず、就職もできないなんて事態も起きますねえ。

教授 ええ、しょせん何事にも運の要素がありますから、何年どころか何十年も努力した揚げ句に、社会からの需要、つまり世間や学界の関心がまるでなくなって、誰も評価してくれなかったり、若い後継者がほとんど誰もいなくなっていることもよくあります。

院生B 逆に、これまで誰も関心を示さないできたことが突如、脚光を浴びて、大変な評価をされることも、あるわけでしょ？

教授 そのとおりです。ですから、自分でもどの分野をどう勉強するかを真剣に考える必要がありますが、今日あなたがしているように、先輩研究者を訪ねて、アドバイスを受けることも有益ですね。

院生B じゃ、訊きますが、政策法務って、将来性あるんですか？ 院生仲間は、何かメンドーそうでダセーなあ、やめとけて、いってますけど……

教授 まあ、社会一般では、そう思っているかもしれません。そもそもこうした

名称の講義科目は、他にはあまりないかもしれませんね。

院生 B えっ、そんな重要なこと、もっと早くいってけれなきゃ。政策法務をやっても、他人が関心を示さない以上、将来性はゼロじゃないですか！

教授 だったら、どうします。あなたは「全面的に」勉強したいんでしょ？

院生 B そんなの撤回ですよ。他に興味のあるテーマがないわけでなし、何で窓際の学問に二度とない人生を費やして取り組まなきゃいけないんですか？ だいち、そんなの、学費の無駄遣いです。

教授 まあ、その程度の気持ちなら、何も無理してこの分野を研究しなくたっていいんじゃないんですか。

院生 B そうでしょ、帰ります！

教授 あのねえ、待って、この分野に将来性がなくはないんだけど……

院生 B いいですよ、もう。先生だって忙しいんでしょうし。

授業時間が迫ってきたので、急いで研究室を飛び出す。二人目の院生との会話は最後まですれ違いに終わってしまった。まずい説明をしちゃったかなあ、と内心反省する。はてさて今年の授業はどう進むことか……。

注

- 1) 法政策学の分野の本は、「法政策」をキーワードに検索してみると、国会図書館の電子検索（以下、国図検索と略す）で 18 件、法政大学図書館の電子検索（以下、法図検索と略す）で 33 件が見つけられる（なお「法政策学」ではそれぞれ 3 件と 5 件、「政策法学」で各 3 件——いずれも 2001 年 1 月 14 日現在。ただし、電子検索にはしばしば夾雑例が含まれたり、重要な文献が抜け落ちたりするので注意を要する）。それらの中でも平井宜雄『法政策学（第 2 版）』有斐閣（1995 年）が代表的教科書の地位を占める（「政策法務」の授業でもこれを参考文献の 1 冊とする）。ほかに阿部泰隆・根岸哲監修・神戸大学法政策学研究会『法政策学の試み』信山社（1998 年）などがある。
- 2) 国図検索では「立法学」が 4 件、「立法論」が 7 件である（法図検索でもそれぞれ 4 件と 7 件。なお「立法政策」では国図検索 5 件と法図検索 1 件）。最近の文献に山田晟『立法学序説』有斐閣（1994 年）があるが、他方で Jeremy Bentham の論稿の翻訳である、ベンサム（島田三郎訳）『立法論綱』律書房（1878 年）なども出てくる。
- 3) 関連した議論は、注(1)(2)に挙げた本のほか、法哲学でも展開される。たとえば、もっとも定評のある教科書に碧海純一『法哲学概論（新版全訂 2 版）』弘文堂（1989 年）、最新のものに矢崎光圀『法哲学』青林書院（2000 年）などがある。ちなみに

「法哲学」は国図検索で169件、法図検索で182件と、検索数が非常に多い。

- 4) 戦後にまず「法社会学」の研究が盛んになったほか（国図検索で158件、法図検索で130件が上がってくる）、最近では「法と経済学」（法経済学）が注目されている（国図検索で6件、法図検索で17件。「法と経済」で検索すると、それぞれ3件と49件）。最新の法学の動向は、岩村正彦ほか編『岩波講座現代の法（全15巻）』岩波書店（1997-1998年）に詳しい（第4巻が「政策と法」に充てられている）。法社会学の入門書としては、六本佳平『法社会学入門』有斐閣（1991年）、宮沢節生『法過程のリアリティ』信山社（1994年）などがあり、また、法と経済学では、小林秀之・神田秀樹『「法と経済学」入門』弘文堂（1986年）、岸田雅夫『法と経済学』新世社（1996年）、林田清明『法と経済学』信山社（1997年）などがある。法と経済学については、ほかに、マーク・ラムザイヤー『法と経済学』弘文堂（1990年）、リチャード・A・ポズナー（佐藤岩昭ほか訳）『正義の経済学』木鐸社（1991年）、ロバート・D・クーター／トーマス・S・コーレン（太田勝造訳）『法と経済学（新版）』商事法務研究会（1997年）、ロバート・クーター（太田勝造訳）『法と経済学の考え方』木鐸社（1997年）などがよく参照されている（ポズナーは法と経済学の草分け的論者として高名）。最後に「政策科学」にもふれておくと、国図検索で「政策科学」が34件（法図検索26件）、「政策学」が54件（同50件）あり、主な入門書に宮川公男『政策科学入門』東洋経済新報社（1995年）、草野厚『政策過程分析入門』東京大学出版会（1997年）、R・ゼックハウザー／E・ストーキー（佐藤隆三・加藤寛監訳）『政策分析入門』勁草書房（1998年）などがある。
- 5) 「政策法務」は国図検索で8件、法図検索で6件の図書文献が見つかるが、たとえば北村喜宜『環境政策法務の実践』ぎょうせい（1999年）や山口道昭『自治体実務からみた地方分権と政策法務』ぎょうせい（2000年）といったように、テーマの特定性と実践性が目立つ。
- 6) 権利義務は紙の上にかかれただけではほとんど意味がなく、その実現を図る必要がある。その意味で最近の司法制度改革論は注目に値するが、裁判制度や紛争処理をめぐる本として、棚瀬孝雄『紛争と裁判の法社会学』法律文化社（1992年）、小島武司・伊藤真編『裁判外紛争処理法』有斐閣（1998年）、岩村ほか編『岩波講座現代の法』前掲注(4)第5巻「現代社会と司法システム」（1998年）などがある。
- 7) 具体的には、ごく平易な法学入門書（たとえば、星野英一『法学入門』放送大学教育振興会〔1995年〕）をそれほど違和感なく、あるいは何とか、読み通すことができ、自分なりに思うところがあるようならば、それで十分である。
- 8) 法の入門的な講義で「キャンパス内での携帯電話利用をめぐる基本ルール」や「特定事項での近隣契約の草案」を作成してもらったり、政策法務の演習で「公共機関利用をめぐる新たなルールの提言」をしてもらった。文献・記事調査、関係者へのインタビュー

ー調査，利用者などへのアンケート調査などを踏まえて，ユニークな案が多く出た。とりわけ出来のよいレポートを作成した学生から，大変だったが，勉強になったし，面白かった旨のコメントを多く受けた。

- 9) とりわけNHKのドキュメンタリー番組には問題の優れた概観と提起をするものが多いし，「クローズアップ現代」は簡易な紹介と論点指摘に定評がある。また，NTV系の「憤激レポート」やTBS系「報道特集」なども問題提起として，興味深い素材を提供してくれる。取材の視点があるので，必ずしも事案全体の均衡のとれた紹介にはなっていないことが少なくないが，それでも映像情報の提供には注目される点が多い。
- 10) C・B・ベッカリーア（風早八十二・風早二葉訳）『犯罪と刑罰』岩波文庫（1992年）——原題は *Dei delitti e delle pene*, ジョン・Howard（川北稔・森本真美訳）『十八世紀ヨーロッパ監獄事情』岩波文庫（1994年）——原題は *The state of the prisons*. ベッカリーアについては最近も，堀田誠三『ベッカリーアとイタリア啓蒙』名古屋大学出版会（1996年）や石井三記『18世紀フランスの法と正義』名古屋大学出版会（1999年）といった研究書が出ている。
- 11) たとえば，政策法務から意欲的な提言をするものに，阿部泰隆『政策法務からの提言』日本評論社（1993年），同『行政の法とシステム（上・下）』有斐閣（1997年）などがある。
- 12) 諏訪康雄「就業規則」『季刊労働法』90号183頁以下（1973年）参照。その執筆当時に集めただけで大小800ほどの文献があった（全部に目を通そうとした結果，ほぼ10カ月間，来る日も来る日も文献を読み続けなければならなかった）。その後，これを補完する野田進「就業規則」『季刊労働法』166号149頁以下（1993年）が出ている。なお，現時点での電子検索では，国図検索で図書253件（法図検索59件），法政大学大原社会問題研究所の電子検索で図書147件，論文494件が見つかる（電子検索は一般に古い文献に弱く，またどのような検索方法でも遺漏は避けえない）。